

在ネパール大使館の注意喚起（安全情報 17-12）

4月28日

交通ルールの改正（歩行者の横断歩道以外横断禁止）について

ネパール在留邦人の皆様及び旅行者の皆様へ

在ネパール日本国大使館

2017年4月28日から、交通ルールが改正され、カトマンズ盆地内で歩行者は道路横断時、横断歩道以外横断禁止となりました。このルールに違反すると、200ネパールルピーの反則金となりますので、道路横断時はお気を付けください。

- ※ この情報は、お知り合いや旅行者等にもお知らせください。
- ※ 在留邦人で在留届を提出されていない方がおられましたら、大使館へ在留届を提出するようおすすめ願います。
- ※ 近く帰国・離任を予定されている方、または既に帰国されている方は速やかに大使館までご連絡下さい。
- ※ このメールの配信を希望されない方は、大使館までご連絡下さい。

大使館代表電話 4426680

- ※ 閉館時（休館日や夜間など）には、上記電話から緊急電話対応者に転送されません。